

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)(衆議院送付)要旨

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が七千二百四十七億円、事業支出が七千二百七十七億円で、三十億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

平成三十一年度は、三か年経営計画の二年目として、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、正確、公平・公正な情報を伝え、より安全・安心な暮らしを実現する報道に全力で取り組むとともに、多彩で魅力的なコンテンツの一層の充実、国際発信力の更なる強化、地域の魅力や

課題の発信による多様な地域社会への貢献、4K・8Kスーパーハイビジョン放送の充実・普及の推進、受信料の公平負担徹底に向けた支払率向上、効率的で透明性の高い組織運営の推進、「NHKグループ働き方改革宣言」の実現に向けた取組の推進、放送センター建替の推進等に取り組むとしている。

### 三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額八千五百二十四億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千五百十四億円をもって施行する。

### 四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、事業収支差金の赤字を見込んでいる点について、受信料の還元策の実施を考慮するとやむを得ない面があるとした上で、早期に黒字を確保できるよう努めることを強く求め、また、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を実施すること、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うこと等を引き続き求めるとともに、協会の経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付されている。